新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対する

サービス継続支援事業補助金交付要綱

（通則）

第1条　新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条　補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本市内の障害福祉サービス等事業所等（以下「事業所等」という。）が障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対し支援を行うことを目的とする。

（事業内容）

第3条　補助金は次の事業を交付対象とし、対象事業所等の種別や補助基準額は別表1のとおりとする。

(1)　事業所等におけるサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に、次に掲げる①から⑤のいずれかに該当する事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

①　本市から休業要請を受けた事業所等

②　利用者又は職員に感染者が発生した事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）

③　濃厚接触者に対応した事業所等（この場合の濃厚接触者は利用者のみを指す）

④　①～③以外の事業所等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所

⑤　①～③に該当する事業所等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所

(2)　事業所等との連携支援事業

令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当した事業所等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行う。

a　(1)の①又は②の事業所等の利用者の受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の事業所等

b　感染症の拡大防止の観点から、必要があり自主的に休業した事業所等の利用者の受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の事業所等

なお、自主休業とは「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第４報）（R2.4.9厚労省通知）別添に係る名古屋市QA第２版」に基づき本市に届出を行っており、かつ各事業所が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（(1)の④⑤の訪問によるサービスのみを提供した場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

また、(1)④「当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第４報）（R2.4.9厚労省通知）別添に係る名古屋市QA第２版」に基づき上記自主休業の届出を行った上でサービス提供している場合を指す。

（対象経費）

第4条　補助金の対象となる経費は、通常のサービス提供時では発生しない、新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続のためのかかり増し経費とし、主な対象経費は別表2のとおりとする。対象期間は、令和2年1月15日以降であって第3条に該当する事象が発生した日から令和3年3月31日までとする。

2　前項の規定にかかわらず、障害福祉サービス等の報酬及び他の制度による経費助成（補助）で措置されているものは、本事業の対象としないものとする。

（補助対象者）

第5条　補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象の事業所等を現に運営する者であって、市長が認めたものとする。

（交付額の算定方法）

第6条　交付額は別表1に定める各事業所等において、次に掲げる額のうち最も少ない額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）を、第3条の支援事業(1)(2)ごとに算定し、その合計とする。

 ア　第4条に定める対象経費の実支出額

 イ　別表1に定める基準単価から算定した額

　ウ　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

（補助金の交付申請）

第7条　補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。なお、同申請書提出前の経費であっても、第4条に該当するものは対象とする。

（補助金の交付決定）

第8条　市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、交付を決定し、その旨を申請者に対して通知するものとする。

2　前項の審査のうち、感染者や濃厚接触者については、保健センター等が把握する感染者等の情報と突合して確認を行う。

（交付決定の変更及び中止）

第9条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）、中止、廃止しようとするときは、速やかに新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付変更（中止・廃止）申請書（様式第2号）を作成し、必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ、交付決定の変更又は取消を決定し、その旨を補助事業者に対して通知するものとする。

3　前項の規定による補助金の交付決定の変更又は取消の決定を受けた補助事業者が既に補助金の交付を受けている場合は、市長は既に交付した補助金の全部若しくは一部を補助事業者から返還させることができる。

（交付の条件）

第10条　補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

(1)　事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2)　事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(4)　事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5)　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(6)　事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7)　補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月1日までに市長に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(8)　補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日（事業の中止又は取消しの決定を受けた場合は、その決定を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（報告等）

第11条 市長は、補助事業者に対して、その事業の実施状況について、指示し、報告を求め、又は審査することができる。

 （申請の取下げ）

第12条　規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、補助事業者が、第8条及び第9条の規定による通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第13条　補助事業者は、補助事業の完了日（第9条による中止、廃止があった場合は、その決定を受けた日）から起算して20日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金実績報告書（様式第4号）を作成し、同書に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条　市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、本市検査員による検査確認を行い、適正と認められた場合に補助金を交付するものとする。

ただし、市長が特に必要と認めた場合に限り、検査確認前に補助金を交付すること及び補助金を分けて交付することができるものとする。

（取消し及び返還）

第15条　市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1)　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかとなったとき。

(2)　第10条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

別表1　補助基準単価

単位：千円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所等の種別　※1 | 第3条(1)  | 第3条(2) |
| 対象 | ①～③共通 | ⑤※2左記に加えて | ④※2 |
| ① | ② | ③ |
| 通所系 | 1 | 療養介護 | 〇 | 〇 |  | 1,978 | 1,978 | 1,978 | 989 |
| 2 | 生活介護 | 〇 | 〇 |  | 631 | 631 | 631 | 316 |
| 3 | 自立訓練（機能訓練） | 〇 | 〇 |  | 288 | 288 | 288 | 144 |
| 4 | 自立訓練（生活訓練） | 〇 | 〇 |  | 228 | 228 | 228 | 114 |
| 5 | 就労移行支援 | 〇 | 〇 |  | 221 | 221 | 221 | 110 |
| 6 | 就労継続支援Ａ型 | 〇 | 〇 |  | 279 | 279 | 279 | 140 |
| 7 | 就労継続支援Ｂ型 | 〇 | 〇 |  | 294 | 294 | 294 | 147 |
| 8 | 就労定着支援 | 〇 | 〇 |  | 44 | 35 | 35 | 17 |
| 9 | 自立生活援助 | 〇 | 〇 |  | 23 | 19 | 19 | 9 |
| 短期入所 | 10 | 短期入所 | 〇 | 〇 | 〇 | 146 | 146 | 146 | 73 |
| 入所・居住系 | 11 | 施設入所支援 |  | 〇 | 〇 | 1,013 | 1,013 | 1,013 | 506 |
| 12 | 共同生活援助（介護サービス包括型） |  | 〇 | 〇 | 335 | 335 | 335 | 167 |
| 13 | 共同生活援助（日中サービス支援型） |  | 〇 | 〇 | 299 | 259 | 259 | 129 |
| 14 | 共同生活援助（外部サービス利用型） |  | 〇 | 〇 | 150 | 150 | 150 | 75 |
| 訪問系 | 15 | 居宅介護 |  | 〇 | 〇 | 107 | ― | ― | 41 |
| 16 | 重度訪問介護 |  | 〇 | 〇 | 175 | ― | ― | 67 |
| 17 | 同行援護 |  | 〇 | 〇 | 60 | ― | ― | 23 |
| 18 | 行動援護 |  | 〇 | 〇 | 106 | ― | ― | 41 |
| 相談系 | 19 | 計画相談支援 |  | 〇 |  | 50 | ― | ― | 25 |
| 20 | 地域移行支援 |  | 〇 |  | 36 | ― | ― | 18 |
| 21 | 地域定着支援 |  | 〇 |  | 38 | ― | ― | 19 |

注　・原則、1事業所等当たり1回まで補助金を交付することができる。

・１事業所等に(1)と(2)の両方の補助金を交付することができる。

・(1)①～④はいずれかでの申請（最大補助可能額は、①～③のいずれか＋⑤＋(2)））。

※1　事業所等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2　(1)④及び⑤「当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第４報）（R2.4.9厚労省通知）別添に係る名古屋市QA第２版」に基づき（④は上記自主休業の届出を行った上）サービス提供している場合を指す。

別表2　対象経費の例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業系の別 | 対象経費の例 |
| (1) | 共通 | 【サービス継続に必要な費用】ア　事業所等の消毒・清掃費用イ　マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用ウ　事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等エ　連携先事業所等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬上では評価されない費用オ　送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車のリース費用等 |
| 通所系 | 【人数制限して行うサービス実施に係る費用】カ　通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車のリース費用等キ　ＩＣＴを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等（通信費用は除く） |
| 通所系短期入所系入所・居住系 | 【事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用】ク　サービス提供場所の賃料、物品の使用料等ケ　職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 |
| 通所系 | 【訪問サービス実施に係る費用】コ　訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当サ　居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金シ　訪問サービス実施に必要な車のリース費用等ス　訪問サービス実施に伴う損害賠償保険の加入費用セ　マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用 |
| (2) | 共通 | 【利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用】ア　追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等イ　利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬上では評価されない費用【職員の応援派遣に係る費用】ウ　職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等） |

注　上記は、かかり増し経費等として考えられるものを例示したもの。新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものであって、通常の障害福祉サービス等の提供時では想定されないものであれば幅広く対象となる。

様式第1号

　　年　　月　　日

（宛先）名 古 屋 市 長

所在地

法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対する

サービス継続支援事業補助金交付申請書

　　標記について、下記のとおり補助金が交付されるよう、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1　事業所名

2　交付申請額　 金　　　　　　　円

3　経費所要額内訳

　 別紙申請額一覧、個票のとおり

4　補助対象となる事案

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 氏名 | 受給者証番号 | 発生した日 |
| * 休業要請
 | ― | ― | 令和2年　月　日～令和　年　月　日 |
| * 感染者
 |  |  | 令和2年　月　日 |
| * 濃厚接触者
 |  |  | 令和2年　月　日 |
| 感染者との接触状況等 |
| * その他（　　　　　　　　　　　　　　）
 | 令和2年　月　日～令和　年　月　日 |

＊必要に応じて行の追加や別紙を添付してください。

＊感染者・濃厚接触者が利用者の場合には、障害福祉サービス受給者証番号を記入してください。

様式第2号

　　年　　月　　日

（宛先）名 古 屋 市 長

所在地

法人名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対する

サービス継続支援事業補助金交付変更（中止・廃止）申請書

　標記について、下記のとおり補助金交付を変更（中止、廃止）したいので、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1　事業所名

2　変更交付申請額 金　　　　　　　　　　円

3　積算内訳 別紙（別紙申請額一覧、個票）のとおり

4　変更理由

様式第3号

　　年　　月　　日

（宛先）名 古 屋 市 長

所在地

法人名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対する

サービス継続支援事業補助金についての

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　　年 　月 　日付　健障支第　　号により交付決定を受けた新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第10条第7項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　事業所名

2　補助金の確定金額 金　　　　　　　円

3　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金　　　　　　　　円

4　補助金返還相当額 金　　　　　　　円

（3のうち補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額）

5　添付書類

　　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳書等

様式第4号

　　年　　月　　日

（宛先）名 古 屋 市 長

所在地

法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対する

サービス継続支援事業補助金実績報告書

　標記について、下記のとおり実施したので、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1　事業所名

2　精算額 金　　　　　　　　　　円

3　積算内訳 別紙（別紙申請額一覧、個票）のとおり

4　添付書類

(1)　証拠書類の写しまたは、帳簿の写し

　　　納品書、請求書、領収書、契約書、給与台帳など

(2)　その他参考となる資料

　　　補助対象となった事案など